

## 寝屋川市地域福祉連絡調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 第三次寝屋川市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に基づく施策・事業の計画的な実施を図るために意見交換等（情報及び意見の交換をいう。以下同じ。）を行い、もって地域福祉の推進に資するため、寝屋川市地域福祉連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

### (担当事務等)

第2条 連絡調整会議は、地域福祉計画に基づく施策・事業の円滑かつ効果的な実施に関する事項について、意見交換等を行う。ただし、連絡調整会議は、合議体として、諮問に対する答申、意見の具申等を行う機関ではない。

### (構成)

第3条 連絡調整会議は、次条第1項に規定する参加者 18 人以内をもって構成する。

### (参加者)

第4条 連絡調整会議の参加者は、別表に掲げる部課又は課の課長とする。

2 参加者は、連絡調整会議における意見交換等の内容を漏らしてはならない。連絡調整会議の解散後も、同様とする。

3 参加者には、報酬その他のいかなる給付も支給しない。

### (議長)

第5条 連絡調整会議の議長は、福祉部福祉総務課長がなるものとする。

2 議長は、連絡調整会議における意見交換等の進行を担うものとする。

### (招集)

第6条 連絡調整会議は、議長が適宜に招集する。

### (庶務)

第7条 連絡調整会議の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

寝屋川市	人・ふれあい部	人権文化課 市民活動振興室 危機管理室
	市民生活部	産業振興室
	健康部	健康推進室
	福祉部	福祉総務課 保護課 高齢介護室 障害福祉課
	こども部	こどもを守る課 子育て支援課 保育課
	まち政策部	都市計画室
	まち建設部	道路交通課
	教育委員会事務局学校教育部	教育指導課
	教育委員会事務局社会教育部	社会教育課 青少年課
社会福祉 協議会	地域福祉課	